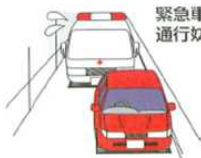


違法駐車の問題
 違法駐車によって、慢性的な交通渋滞の誘発や駐車車両が死角となって歩行者や自転車の発見が遅れ交通事故の原因となるほか、緊急時における救急車や消防車などの緊急車両の通行の妨げになるなど、違法駐車は一人ひとりの生活に著しい弊害をもたらしています。

違法駐車取締り
 警察では、重点的に取締りを行う場所や区間を「駐車監視員活動ガイドライン」として定め、警察官や駐車監視員において、放置車両となる運転者が車両を離れて直ちに運転できない状態を確認し、放置車両確認標章の取付けにより、運転者や使用者の責任追及を行っています。







令和2年中の駐車監視員活動ガイドライン内における放置車両確認標章取付状況

区 域	取付状況
J R横川駅南側・北側，横川町1～3丁目，横川新町，打越町，三篠町1丁目及びその周辺	46件
楠木町1～4丁目，三滝町，三篠町2・3丁目，三篠北町，大宮1～3丁目，大芝1～3丁目，大芝公園及びその周辺	71件
中広町1～3丁目，小河南町1・2丁目，天満町，上天満町，福島町1・2丁目，都町及びその周辺	66件
観音町，西観音町，東観音町，南観音町，観音本町1・2丁目，南観音1～8丁目，観音新町1～4丁目（広島ヘリポート以北）及びその周辺	101件
J R西広島駅南側・北側，己斐本町1～3丁目及びその周辺	87件
高須1～3丁目，古江東町，古江西町及びその周辺	22件
庚午北1～4丁目，庚午中1～4丁目，庚午南1・2丁目，古江新町及びその周辺	47件
草津東1～3丁目，草津本町，草津浜町，草津南1～4丁目，草津新町1・2丁目，草津梅が台，井口明神1～3丁目，扇1・2丁目，草津港1～3丁目，商工センター1～8丁目及びその周辺	71件
井口1～5丁目，井口鈴が台1～3丁目，鈴が峰町，井口町，井口台1～4丁目，田方1～3丁目，古田台1・2丁目及びその周辺	173件

注1：令和2年1月1日から令和2年12月31日までの取付状況を表示しています。
 注2：駐車監視員活動ガイドライン区域及びその周辺の取付状況となります。
 注3：放置車両の確認の対象となる車両は、自動車（含む自動二輪車）及び原動機付自転車となります。

放置駐車違反について

-  **短時間でも駐車違反になるので注意が必要です**
 放置駐車とは「車両を離れて直ちに運転できない状態のこと」です。
 短時間でも駐車違反になるので、道路に駐車することなく駐車場などを利用しましょう。
-  **歩道にバイクは駐輪できません**
 原付バイクや二輪車でも、歩道に駐輪すると駐車違反になります。
 バイク専用の駐輪施設などを利用しましょう。
-  **使用者の責任が追及される**
 使用者の方は、自分名義の車両を他者に貸す場合には注意が必要です。
 放置駐車違反があった場合に、運転者（車両を借りた人など）が店頭しないときは、車両の使用者に対して『放置違反金の納付命令』が命じられます。
-  **車両の使用が制限される**
 同じ車両が納付命令を繰り返し受けると、一定期間の間、車両の使用が禁止されます。